

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第26号）

子育て支援課・子育て施設課

1 改正の理由

- (1) 民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 児童福祉施設の長が行う懲戒の対象から、児童以外の満20歳に満たない者を外す。
- (2) 児童福祉施設のうち母子生活支援施設の長の資格を定める規定において、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間を勘案する要件を、相談援助業務に従事した期間を勘案する要件に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日